

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・平成28年度 保育関係予算（案）が閣議決定される 1

◆平成28年度 保育関係予算（案）が閣議決定される◆

政府は、12月24日に平成28年度予算（案）を、閣議決定しました。

27年度補正予算案（全保協ニュースNo.15-22、2015年12月22日号で既報）と同様に、『待機児童解消のための施設等整備支援』、『人材確保や離職防止対策』、『人事院勧告を反映した処遇改善（給与改定）に資するための公定価格への反映』、『収入が低い多子世帯への利用者負担の軽減（無償化）』などが柱となっています。

その概要を、下記のとおり新規事業を中心にまとめました。

全体像ならびに詳細は、別添資料2点をご参照ください。

（1）待機児童解消等の推進に向けた取り組み【その1】

（保育所等の整備支援〔534.2億円。27年度補正時554.3億円〕）

- ① 27年度補正予算に引き続き、待機児童解消加速化プランの保育量拡大（40万人→50万人）にともなう施設整備費を確保（7.2万人分。27年度補正での2.8万人分と合わせて10万人分を確保）。
- ② また、27年度補正に引き続いて補助率をかさ上げ（国負担2分の1→3分の2）し、地方負担を軽減して、整備を促進。
- ③ 27年度補正予算案から創設された、小規模保育事業所の整備補助ならびに保育所等の防音壁設置費用補助を継続。
- ④ 昨今の資材費及び労務費の値上がりをふまえ、補助基準額を2.2%増額。

(2) 待機児童解消等の推進に向けた取り組み【その2】

(小規模保育等改修費支援等〔174.4億円(27年度補正時は199.5億円)])

① 「保育所等設置促進事業」が創設された。

内容は、土地の確保が困難な都市部での保育所整備を促進するため、『土地借料の一部を社会福祉法人以外にも支援』するもの。

(3) 保育の量拡大を支える保育士の確保

① 「保育補助者雇上強化事業」が、新規事業として創設された(予算額：118億円)。

その内容は、保育所等における保育士の負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士資格を持たない短時間勤務の保育補助者の配置に必要な費用を支援。

27年度補正予算案に計上された、保育補助者雇上費貸付支援と合わせた活用が可能。

要件等は、次のとおり。

- ・ 保育補助者の業務： 保育所等に勤務する保育士の補助
(具体例) 保育日誌の記入、翌日の準備、定期的な行事の準備及び当日対応、保育士との共同による保育の実施など
- ・ 実施主体： 市町村
- ・ 補助率： 国3/4、都道府県1/8、市町村1/8
- ・ 基準額： 2,215千円(1人当たりの年額。短時間〔6時間〕勤務者)
- ・ 条件： (ア) 1施設につき、保育補助者1名を追加配置した場合に支給する
(イ) 保育補助者には、保育士修学資金貸付等を活用し、保育士資格の取得に努めること
(ウ) 一定の研修(子育て支援員等)を受講している者か、それと同等以上であると市町村長が認める者であること
(エ) 短時間正社員制度の導入など、職員の雇用管理や職場環境の改善を積極的に行っている保育事業者であること
(オ) 保育事業者は、保育補助者の配置による具体的な改善計画を実施主体に提出し、かつ、当該計画に基づき改善を行うこと

(4) 28年度予算における教育・保育給付の充実

① 賃借料加算の充実

現行の公定価格における賃借料加算を、実勢に対応した水準に見直す。

② 保育士等の待遇改善

平成27年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（保育士平均+1.9%）を、平成28年度の公定価格にも反映する。

③ チーム保育推進加算の創設

保育所の公定価格にチーム保育推進加算を創設し、チーム保育体制の整備による保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。

※加算の概要

- ・以下の場合に1名分の保育士人件費相当分を加算。

(ア) 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置

(イ) チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築

(ウ) 職員の平均勤続年数が15年以上

(エ) 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること

注： 職員の平均勤続年数15年以上の施設が対象

→ 私立保育所全体の10.6%が対象と推計

④ 多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化（幼児教育の段階的無償化等）

年収360万円未満の世帯について、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

さらに、年収360万円未満のひとり親世帯等については、第1子の保育料を半額、第2子の保育料を無償化する。